市議会8月臨時会・9月定例会のお知らせ

議事課 庶務係 （☎(95)0137）

市政に関する諸案件が審議されますので、ぜひ傍聴にお越しください。

□8月臨時会
▼日程 8月26日(金) 午前10時開会

□9月定例会
○本会議（傍聴席28席）
各議員による一般質問や議案の質疑を行います。
○委員会
議案の内容を詳しく審議します。
▼日程（いずれも午前10時開会）
9月7日(水) 開会・提案説明
9日(金) 一般質問
12日(月) 一般質問
13日(火) 一般質問
15日(木) 質疑
16日(金) 質疑
予算・決算委員会
20日(火) 企画文教委員会
予算・決算委員会分科会
21日(水) 市民福祉委員会
予算・決算委員会分科会
23日(金) 建設水道委員会
予算・決算委員会分科会
26日(月) 予算・決算委員会分科会（予備日）
28日(水) 予算・決算委員会
29日(木) 議会運営委員会
30日(金) 討論・採決・閉会
▼陳情・請願の提出締切日
8月30日(火) 午後5時
■キャッチによる市議会放映
▼放映予定日
○9月15日(木)放映
一般質問（9月9日分）
○9月21日(水)放映
一般質問（9月12日分）
○9月26日(月)放映
一般質問（9月13日分）
▼放映時間
午後6時から議会終了まで
▼放映チャンネル
デジタル106チャンネル

国民年金3号被保険者の届出をお忘れなく！

国保医療課 国保年金係（☎(95)0123）

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の人は、国民年金の被保険者となりますが、職業などによって次の3種類に分かれます。
・第1号被保険者 学生や自営業等の人
・第2号被保険者 会社員や公務員等
・第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者

第3号被保険者の国民年金保険料は配偶者の給料からの天引きではなく、配偶者の加入している厚生年金や共済年金が制度全体として負担する仕組みになっているため、保険料のお支払いは不要です。

しかし、第2号被保険者に扶養されていても配偶者の勤務先に届出をしないと第3号被保険者とはなりません。次表に該当する場合は、必ず届出をしてください。

こんなとき		種別	届出先	必要なもの
会社や役所などに就職したとき	厚生年金に加入したとき	3号→2号	勤務先	年金手帳など
	共済組合に加入したとき			
第3号被保険者の配偶者が65歳になったとき（配偶者が第2号被保険者の場合）		3号→1号	市区町村の国民年金担当窓口	
第3号被保険者が配偶者の扶養からはずれたとき（離婚・収入増のとき）		3号→1号	市区町村の国民年金担当窓口	年金手帳、喪失証明書など
住所・氏名が変わったとき		3号	配偶者の勤務先	年金手帳など
年金手帳をなくしたとき			住所地の年金事務所	本人確認できるもの
配偶者に扶養されるようになったとき（配偶者が第2号被保険者の場合）		1号→3号 2号→3号	配偶者の勤務先	年金手帳など

県立岡崎高等技術専門校 平成28年度スキルアップ講座（在職者対象訓練）受講者募集

県立岡崎高等技術専門校 （☎0564(51)0775）

▼訓練コース名 「機械CAD製図②」
▼対象者 CAD操作技術を習得したい人
▼訓練内容 機械製図の基本知識とCADの基本コマンド操作
使用CAD：AutoCAD Mechanica 12015
▼訓練期間 10月15日(土)・16日(日)の2日間
▼応募締切 9月21日(水)まで
▼募集人数 16人
▼受講料 2千300円
▼とき 午前9時10分～午後4時30分まで（2日目は午後3時40分まで）
▼申込み 往復はがきまたはEメールで講座名、氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、職業を記入し、県立岡崎高等技術専門校在職者訓練担当（〒444―0802 岡崎市美合町平端24番地 ☎0564(51)0775 Eメール okazaki-senmonko@pref.aichi.lg.jp）へ。
※申込み多数の場合は抽選で決定し、結果を通知します。

※問合せは知立市役所
TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail：info@city.chiryu.lg.jp

平成28年度臨時福祉給付金および年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け）の支給について

市給付金事務室（☎(83)1111内線179）

平成26年4月からの消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得の少ない人に対して、制度的な対応を行うまでの間、暫定的・臨時的な処置として、臨時福祉給付金3千円を支給します。支給対象者は平成28年度分の住民税が課税されていない人となります。ただし課税されている人に扶養されている場合や、生活保護の受給者である場合などは除きます。

また、臨時福祉給付金支給対象者のうち平成28年5月分の障害・遺族基礎年金の支給がある人で、高齢者向け臨時福祉給付金（支給額3万円）を受給されていない人には合わせて年金生活者等支援臨時福祉給付金として3万円を支給します。

給付金の支給にあたって必要な申請書は、支給対象と思われる人に8月末に郵送します。

その他詳細は市ホームページまたは、厚生労働省給付金ホームページをご覧ください。また、市内公共施設に設置されたリーフレットもご覧ください。

○市ホームページ
http://www.city.chiryu.aichi.jp/
○厚生労働省給付金ホームページ
http://www.2kyufu.jp/

▼申請受付期間
9月1日(木)～11月30日(水)
▼申請方法　送付された申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに、同封の返信用封筒に入れてご返送ください。

なお、窓口に提出される場合の受付場所は、市役所駐車場北側　現業棟2階「給付金事務室」（左図）になります。市役所本庁舎ではございませんので、ご注意ください。

開設時間：午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

特定健診・後期高齢者健診の受診は10月までです

国保医療課 国保年金係（☎(95)0123）
医療係（☎(95)0151）
保健センター（☎(82)8211）

10月になると、インフルエンザ予防接種や風邪などで医療機関が大変混雑することが予想されます。まだ特定健診・後期高齢者健診を受けていない人は、早めの受診をお勧めします。

▼とき　10月31日(月)まで
▼ところ　市内の指定医療機関（受診券に同封した案内裏面参照）
※医療機関によっては予約が必要になります。受診される医療機関でご確認ください。
▼対象　40歳～74歳の国民健康保険被保険者、後期高齢者医療被保険者
▼持ち物　国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証、受診券兼受診票、健康手帳（保健センターまたは国保医療課窓口で希望者に交付）
▼費用　無料（ただし特定健診・後期高齢者健診部分のみ）

クリーンセンターからお盆のごみ受入れのお願い

刈谷知立環境組合（☎(21)5389）

お盆前後の、クリーンセンターへのごみの搬入は、2時間程度の渋滞が予想されますので、余裕を持ってお出かけください。

また、次の点についてご理解ご協力をお願いします。

・なるべくお住まいの区域の収集日・回収場所に出すようお願いします。
・クリーンセンターへお持ちいただく場合は、燃えるごみと粗大ごみはしっかり分別して、粗大ごみを先に出せるように、車に積んでからお越しください。
・ご自身かご家族の運転でない場合は、家庭ごみと見なされず有料となることがありますので、ご注意ください。

愛知県だより

社会生活基本調査を実施します

県県民生活部統計課（☎052(954)6116）

県では、10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。

この調査は、私たちが1日のうち仕事、家事、地域での活動などに費やしている時間や、過去1年間の自由時間に行った活動などについて調査するもので、調査結果は、ワーク・ライフ・バランスの推進、少子高齢化対策、男女共同参画社会の形成などの施策に必要な基礎資料となります。

調査対象は、無作為に選ばれた全国の約9万世帯（そのうち愛知県は約3千世帯）で、10歳以上の世帯員の皆さんです。

調査をお願いする世帯には、10月上旬から中旬にかけて、知事が任命した調査員が伺い、調査書類をお配りします。皆さんにより便利に回答いただくため、紙の調査票での回答のほか、インターネット回答が可能となっていますので、調査の趣旨を御理解いただき、ご回答をお願いします。

○ホームページ
http://www.pref.aichi.jp/toukei